

# 自治会の法人化について

～認可地縁団体設立に向けての～

【問合せ先】 東近江市役所 まちづくり協働課  
TEL : 0748-24-5623  
メール : machikyo@city.higashiomi.lg.jp

# 第1 はじめに

集会所などの土地建物の登記の名義を変更しようとしたとき、亡くなられた名義人の相続でトラブルが発生したり、また、多数の共有名義としていた場合などは、一人一人の相続手続や名義変更を行う必要があったりなど、大変な手間・時間・経費などを要することがありました。

町内会・自治会は、以前は「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義で不動産登記できませんでした。

しかし、地方自治法の一部を改正する法律が平成3年に施行され、一定条件を満たした団体（町内会・自治会）を市町村長が認可し告示することによって、自治会などの団体名義で不動産登記ができるようになりました【法人化】。一度団体名で登記すれば、代表者が交代しても登記名義の変更は不要です。ただし、代表者及び規約の変更がありましたら、市役所に届出が必要になります。

## 第2 地縁団体とは？

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」【地方自治法第260条の2第1項】のことを『地縁による団体』といいます。

- ※ 自治会等で、区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体が地縁団体に該当します。
- ※ 青年団・子供会・スポーツ少年団・婦人会などの団体は、特定の層の集合であり、地縁団体にはなれません。
- ※ 不動産等を保有する目的がない地縁による団体に対して、法人化取得は認められませんが、地方自治法の改正で令和3年11月26日以降は、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うための認可を受けることが可能になりました。

## 第3 認可の要件

＜認可を受けるための4つの要件＞【地方自治法第260条の2第1項】

項目	要件
活動	区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
区域	地域による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
構成員	地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※相当数：過半数以上
規約	規約を定めていること。この規約には①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければならないこと。 ※地方自治法第260条の3から39までの内容にも従う必要があり、その内容を規約に反映させる必要があります。

## 第4 認可申請書類

- ① 認可申請書
- ② 規約 ※事前にまちづくり協働課へ御相談ください
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類  
※総会の議事録の写し（議長・議事録署名人の署名・押印）
- ④ 構成員の名簿 ※会員全員の住所・氏名
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を現に行っていることを記載した書類  
※前年度活動実績報告書、当年度事業計画書
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類  
※総会議事録の写し（議長・議事録署名人の署名・押印）  
※申請代表者承諾書の写し（申請者署名・押印）
- ⑦ その他 保有資産目録 ※実質の所有者は自治会である資産（建物、土地等）  
区域図等

# 第5 法人化後の手続

法人格を取得すると、どのような義務が生じるか

## 1 告示事項変更の届出

市長は町内会・自治会等を「法人」として認可すると、市長はこのことを告示します。

この告示によって法人となったことを一般に周知します。

これ以後、告示された町内会・自治会等は第三者に対しても町内会・自治会等が法人格を得たことを対抗（権利の主張）できることとなります。

告示の内容は次のとおりですが、代表者（会長）が変更になった場合など、告示された内容に変更が生じたときには市長へ届け出なければなりません。変更があった場合には速やかに届け出てください。この届出をもとに、市長は変更の告示を行います。

<告示事項>

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の住所・氏名
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※ 法人を解散したとき及び清算終了の場合にも告示事項がありますが、ここでは省略します。

## 2 規約変更の認可申請

規約を変更するときは、市長の認可が必要となります。

規約の変更は、世帯1票ではなく、個人1票での議決となります。

### 3 税金

#### (1) 設立の届出

法人格を取得後、市役所市民税課、県税事務所へ「法人設立設置届」を提出してください。

#### (2) 納税

自治会等が法人化された後の課税関係については、基本的には法人化の前と変わらないようになっています。

○自治会等が収益事業を行ったとき ※賃借業も収益事業

※税務署への申告も必要です。

法人税（国）、法人県民税（県）、法人市民税（市）、固定資産税（市）

○自治会等が収益事業を行わないとき

固定資産税（市）

※軽減措置があります。

○登録免許税

不動産の登記をするときに課税される税金です。登記の種別によって税率が異なりますので、税率や納付方法は税務署または法務局（登記所）にお問い合わせください。

### 4 その他

#### (1) 法人が破産したとき

この制度により認可を受けた町内会・自治会等が破産したときは、管轄の裁判所に破産手続開始の申立てをしなければならない。

#### (2) 解散

法人化された町内会・自治会等は、次により解散することになります。

ア 破産

イ 認可の取消し

ウ 総会の決議（この場合、総会員の4分の3以上の承諾が必要となります。）

エ 構成員の欠亡

オ その他規約に定めた事由

## 第6 申請する前に

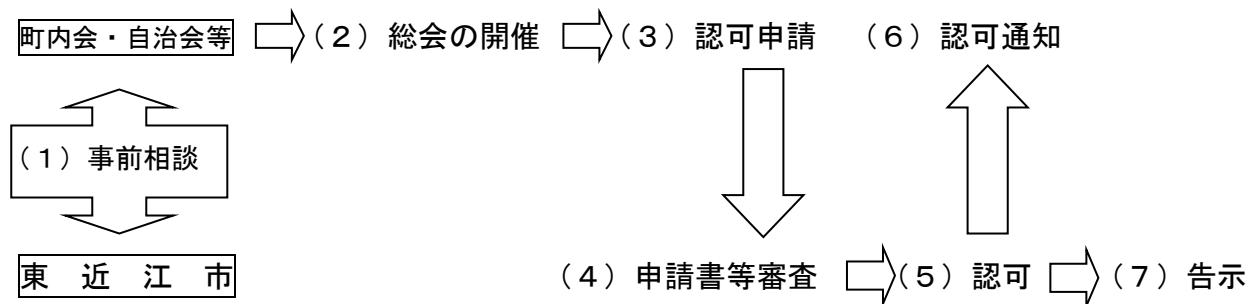
法人格取得後の利益や負担をよく検討してください

今まで述べて来たように、町内会・自治会等が法人となった場合には、不動産等が団体名義で登記できることになり、権利関係の不安が解消される反面、法人としてさまざまな手続が必要になります。町内会・自治会等内部でよく検討されるようお願いいたします。

## 第7 認可までの流れ

自治会等の法人化手続の大まかな流れは、次のとおりです。

- (1) 事前相談、打ち合わせ（数回必要な場合もあります。）
- (2) 総会の開催
  - ①規約の改正 ②認可申請することの議決 ③申請者を代表者とすることの議決
  - ④構成員の確定 ⑤保有する資産の確定
- (3) 認可申請書（添付書類含む）を市長へ提出する。
- (4) 申請書等審査
- (5) 認可
- (6) 認可書が市長から交付される。
- (7) 市長が認可したことを告示する。



## 第 8 証明書関係

### 1 認可地縁団体証明書

認可されたことが告示されると、誰でもその証明書を請求することができます。

市長は町内会・自治会等を法人認可すると「地縁団体台帳」を作成し保管しますので、証明書の交付が請求されたときは、その台帳の写しを交付します。

このときには、1通につき交付手数料 300 円が必要です。

この証明書は、登記のできる団体の住所証明書及び代表者の資格証明書にもなります。

登記に必要な他の書類を整備し、この証明書とともに登記所に申請すれば、登記が可能となります。ここで、当初の目標であった町内会・自治会等の保有する不動産等の団体名義の登記が完了します。

### 2 認可地縁団体印鑑登録証明書

所有する不動産の処分や所有権移転登記を行う際には、認可地縁団体の代表者等の印鑑登録証明が必要になります。代表者が印鑑登録申請を行い、登録を行ってください(手数料:無料)。

また、印鑑登録証明書の交付については、代表者が申請を行ってください。

このとき、1通につき交付手数料 300 円が必要です。

## 第 9 その他

### 1 認可後の手続

代表者(会長)、事務所の所在地、規約の変更等、認可後の手続は必ず行ってください。特に代表者の変更手続は、新任者が行うこととなりますので、確実に引継ぎをしておいてください。

### 2 参考図書

町内会・自治会等の法人化についての参考図書は次のものがあります。お買い求めの上御覧ください。

※出版社 ぎょうせい 編著者名 地縁団体研究会  
書名 改訂版 「自治会、町内会等法人化の手引」

## 地縁団体Q & A

Q 1. 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象になりますか。

A 1. 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるものであれば認可の対象となり得ます。

Q 2. 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

A 2. 一定の地域に自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が一つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。特に区域については地縁団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず市の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。

Q 3. 個人単位でなく、世帯単位を構成としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

A 3. 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することになります。しかし、従来の自治会・町内会等においては世帯単位で表決権を一票とする運営が行われていたことを勘定して、重要事項【規約の変更、財産処分及び解散の議決、規約に定めることとなる事項の決定等】を除くものについては、規定で表決権を世帯単位にすることができます。

Q 4. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A 4. 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢・性別・国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年であることをもって構成員から除外することはできません。なお、未成年者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人（親）の同意を要することとなります。

また、全ての個人は構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されます。



Q 5. 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

---

A 5. 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出制限を定めた憲法上の規定との関係が生じることはなく、神社の祠等を保有していても認可されることは可能であります。

しかし、自治会が特定の宗教活動をすることは、各個人の信教の自由を侵すことにもなりかねないため、好ましいものではなく、自治会行事（会計）と宗教行事（会計）を分けて考えていただけたらと思います。

Q 6. 構成員が、死亡・転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することができますか。

---

A 6. 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘定すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものとされています。

## <資料> 規約の例

### 〇〇町内会（自治会）規約（会則）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇

##### （名称）

第2条 本会は、「〇〇〇会」と称する。

##### （区域）

第3条 本会の区域は、東近江市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

##### （主たる事務所の所在地）

第4条 本会の主たる事務所は、滋賀県東近江市△△町×番□号に置く。

#### 第2章 会員

##### （会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会した者とする。  
2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

##### （会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

##### （入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。  
2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

##### （退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、賛助会員を除く会員の中から選任し、総会で承認を得る。

- 2 会長、副会長は選挙により選任する。
- 3 前項以外の役員は、総会において選出する。
- 4 前条に定める役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

会長がこれに当たる。と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし第21条第2項の規定する案件にかかる総会にあっては、会員の所属する世帯の代表者の2分の1以上の出席があれば開会することができる。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯につき1個とする。

- (1) 役員承認に関すること。

(2) 予算、決算の表決に関する事。

(3) 会員からの提案事項（第 31 条、第 36 条、第 37 条および第 38 条を除く）の表決に関する事。

3 賛助会員は表決権を有しない。

（総会の書面表決等）

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、この会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員会

（役員会の構成）

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない

い。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、東近江市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、**地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。**

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、**本会与類似の目的を有する団体**に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の**主たる**事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。ただし、第 36 条及び第 37 条の規定は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による東近江市長の認可を受けた日から施行する。
- 2 〇〇自治会規約（△△年〇月〇日施行。以下「旧規約」という。）は、廃止する。  
(旧規約等ある場合)
- 3 この規約の施行日前に定めた事業計画及び予算は、本規約第 33 条の規定により定めたものとみなす。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、〇年△月〇日から△年△月△日までとする。(会計年度が変則となる場合にいれる)